

令和6年1月15日

経済産業省
資源エネルギー庁
電力・ガス事業部
ガス市場整備室

デジタル原則を踏まえたガス事業制度に係る法令等について

令和3年11月、デジタル改革、規制緩和、行政改革に係る横断的課題を一体的に検討し実行することにより、国や地方の制度・システム等の構造改革を早急に進め、個人や事業者が新たな付加価値を創出しやすい社会とすることを目的としてデジタル臨時行政調査会（会長：内閣総理大臣。以下「調査会」という。）が設置されました。

令和4年6月、調査会は、「デジタル原則に照らした規制の一括見直しプラン」（以下「一括見直しプラン」という。）を策定し、7項目のアナログ規制（目視規制、定期検査・点検規制、実地監査規制、常駐・専任規制、書面掲示規制、対面講習規制、往訪閲覧・縦覧規制）等に関する法令約1万条項について、点検・見直しを行うこととし、同年12月にはこれら規制等に係る法令の見直しに向けた工程表、令和5年3月には告示等にも対象を広げた工程表が策定されました。

一括見直しプランでは、令和4年7月から令和6年6月までの2年間を集中改革期間と位置づけており、工程表中の各条項においても、当該2年間の取組を前提とした類型化された工程表が示されており、必要な見直しを進めていくこととされているところです。

これを受けて、下記のとおり整理しましたので、御了知願います。

（参考）

○デジタル臨時行政調査会の取組

<https://www.digital.go.jp/policies/digital-extraordinary-administrative-research-committee/>

（１）目視規制について

ガス事業法（昭和２９年法律第５１号）第１６７条に規定する測量及び実地調査については、高精度カメラやドローン等のデジタル技術を活用することを妨げるものではない。なお、測量及び実地調査の実施者は、目的等を考慮した上で実施方法を判断されたい。

<参考>ガス事業法第１６７条

（土地の立入）

第百六十七条 ガス事業者は、そのガス事業の用に供するガス工作物の設置に関する測量、実地調査又は工事のため必要があるときは、経済産業大臣の許可を受けて、他人の土地に立ち入ることができる。

２～４ （略）

（２）定期検査規制について

エネルギー源の環境適合利用に関するガス事業者の判断の基準（平成２９年３月２８日経済産業省告示第５９号）において、２．①に規定されている定期的なバイオガスの発生源及び発生量等の調査については、遠隔での情報収集や電磁的記録の確認等のデジタル技術を活用することを妨げるものではない。なお、調査の実施者は、目的等を考慮した上で実施方法を判断されたい。

<参考>エネルギー源の環境適合利用に関するガス事業者の判断の基準（抜粋）

２．推進すべきエネルギー源の環境適合利用の実施方法に関する事項

①ガス事業者は、下水汚泥、食品廃棄物等から発生するバイオガスを利用した可燃性天然ガス製品を製造し、及び供給するため、定期的に、バイオガスの発生源及び発生量等の調査を行うこととする。

②～④ 略